

令和元年会社法改正一対応テキスト

【2021年向けINPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、令和元年の会社法改正に対応させるため、テキスト（INPUT編）の一部改訂を行いましたので、以下の記述に基づき当該テキストをご使用頂きますようお願い致します。

変更箇所は赤字で記載しています。

また、講義動画は、変更部分につき特に説明が必要と判断した部分につき、差替・追加の編集を行っておりますので、併せてご確認頂きたく存じます。動画の差替えを行ったページには、下記ページ冒頭に「動画差替・追加」と表記しています。

なお、令和元年会社法改正のうち、2021年4月1日時点で未施行の論点（令和3年度本試験の出題範囲とないと予想されるもの）は、今回除外していますので、あらかじめご了承ください。

【テキストⅡ】 P5～6 動画差替・追加（第2編（21）03）

⑥ 設置する旨を規定した以上は、それに承諾する役員等を選任しなければならない

⑦ 以下の事項は登記事項となる

a <u>取締役会</u> 設置会社である旨
b <u>会計参与</u> 設置会社である旨
c <u>監査役</u> 設置会社である旨
d <u>監査役会</u> 設置会社である旨
e <u>会計監査人</u> 設置会社である旨
f <u>監査等委員会</u> 設置会社である旨
g <u>指名委員会等</u> 設置会社である旨

↓
これらは、定款の記載事項でもある(会社326Ⅱ)

設立登記	<u>定款</u> により確認可能
変更登記	定款変更に係る「 <u>株主総会議事録</u> 」添付 (会社466・309Ⅱ⑩・商登46 登研691号)

<p><u>取締役会・監査役会・監査等委員会・指名委員会等</u>に関する事項の変更 登記 ⇒金3万円(ワ)</p> <p><u>上記以外</u>(b c e) ⇒金3万円(ツ)</p>

2 役員（取締役・監査役・会計参与）及び会計監査人の就任登記

(1) 資格

① 取締役・監査役の資格

a 欠格事由(会社331)

<p>ア 法人 ※その手腕・能力を買われて選任されるものだから、その者の個性が重視される。 ゆえに、法人はなじまない。</p>
<p>イ 会社法・一般社団・財団法人法の規定に違反 or 金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者</p>
<p>ウ 上記イ以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者</p>

【制限行為能力者】－令和元年改正（令3.1.29第14号通達）

未成年者	<p>法定代理人の同意（民法823） 『未成年者の就任承諾書』＋『法定代理人の同意書』</p>
成年被後見人 (331の2I)	<p>被後見人の同意（後見監督人がある場合は、被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年後見人が代わって就任承諾をする。</p> <p>※①後見人が被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、<u>被後見人である本人の同意を得なければならない</u>（民法859Ⅱ・824ただし書）。取締役への就任は、被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合に該当するため、被後見人の同意が必要となる。</p> <p>②後見人が被後見人に代わって<u>民法13条1項各号の行為をするには、後見監督人がある場合はその同意を得なければならない</u>（民法864）。取締役等への就任は、通常、「<u>重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為</u>」（民法13I③）に該当すると解され、後見監督人の同意も必要となる。</p> <p>a 『成年後見人（作成）の就任承諾書』 b 『成年後見登記事項証明書』（本人確認証明書を兼ねる） c 『成年被後見人の同意書（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意書）』 d 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、成年後見人の印鑑証明書</p>
被保佐人	<p>保佐人の同意（会社331の2Ⅱ）</p> <p>a 『被保佐人の就任承諾書』 b 『保佐人の同意書』 c 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、被保佐人の印鑑証明書 d 本人確認証明書は、被保佐人の本人確認証明書（cを添付した場合は不要）</p> <p>保佐人が代理権付与の審判（民法876の4Ⅰ）に基づき被保佐人に代わって就任承諾をする場合は、被保佐人の同意を得なければならない（会社331の2Ⅲ）</p> <p>※保佐人が代理権付与の審判に基づき、<u>被保佐人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、被保佐人である本人の同意を得なければならない</u>（民法876の5Ⅱ・824ただし書）</p> <p>a 『保佐人（作成）の就任承諾書』 b 『被保佐人に係る登記事項証明書』or『代理権を付与する旨の審判に係る審判書』 c 『被保佐人の同意書』 d 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、保佐人の印鑑証明書 e 本人確認証明書は、被保佐人の本人確認証明書（dを添付した場合は不要）</p>
被補助人	

上記の方法によらずになされた就任承諾は、初めから**無効**となる
⇒ ∴ 取消の対象とならない

破産者を欠格事由から除外

※個人保証等で破産した中小企業経営者等の再起の機会を与えるため。

【テキストⅡ】 P39 動画差替・追加（第 章）

【業務執行取締役】

①代表取締役
②代表取締役以外の取締役であって、 取締役会の決議 により一定の業務執行事項につき 決定・行為 を委任された者（363I②）
③代表取締役から一部の行為を委託される等により会社の業務を執行したその他の取締役（2⑤）

取締役会設置会社では、①のみが必置の業務執行取締役であり（362Ⅲ）、他は法律上の必置の機関ではない。取締役会の決議により②の業務執行取締役を選任した場合、その者の権限は、会社の業務執行の統一性を確保する必要上、代表取締役の指揮の下に行使すべきものとされているのが通例（定款で専務取締役・常務取締役等の肩書きを付されていることが多い）。会社との間に雇用契約はないため、「使用人兼取締役」とは異なる。

取締役会非設置会社の取締役は、定款に別段の定めがない限り、各取締役が業務執行権限を有するが（348I）、現に会社の業務を執行することにより上記③「代表取締役から一部の行為を委託される等により会社の業務を執行したその他の取締役」の要件を満たさない限り、「業務執行取締役」の定義に該当せず、「社外取締役」の要件を満たし得る（相澤・石井）。よって、取締役会非設置会社の取締役の中にも、責任限定契約（427）を締結し得る者が存在することになる（株式会社法 江頭 第6版 P379参照）。

【令和元年改正】

以下、**いずれの要件も満たす株式会社は、社外取締役を置かなければならない**（会社327の2-基本的には、上場会社が想定されている。社外取締役は1名で足りる。）

① 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）
② 発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社

※株式会社について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社は、不特定多数の株主が存在し得ることから、社外取締役による業務執行者に対する監督の必要性が特に高いため。また、そのような株式会社のうち、さらに監査役会の設置が強制されている株式会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）は、一般的にその規模から、社外取締役の人材確保に伴い生ずるコストを負担することができるため。

（2）社外取締役の登記

① 以下の場合に限り、**登記事項**となる（会社911Ⅲ21号・22号・25号）

a 特別取締役による議決の定めがある場合
b 監査等委員会設置会社
c 指名委員会等設置会社の場合

【平成26年改正】

会社427Iの責任限定契約について定款に定めがある場合には、社外取締役である旨は、登記事項でなくなった

※責任限定契約を締結できる取締役は社外取締役に限定されなくなり、登記事項として、その旨の公示の必要性がなくなったため。

【テキストⅡ】 P 85～86 動画差替・追加（第2編（22）03）

（5）役員の後見開始

成年被後見人・被保佐人であることは欠格事由でなくなった（会社331）

▼ しかし

後見開始により、株式会社との委任契約が終了する（民法653③）

▼ なお

保佐開始は、委任の終了事由にもなっていない（民法653③参照）

①原因・日付

日付	後見開始の審判確定日
原因	「退任」

②添付書面

⇒以下のいずれかの書面を添付する

a 登記事項証明書
b 審判書謄本（確定証明書付）

株主総会議事録の記載援用不可

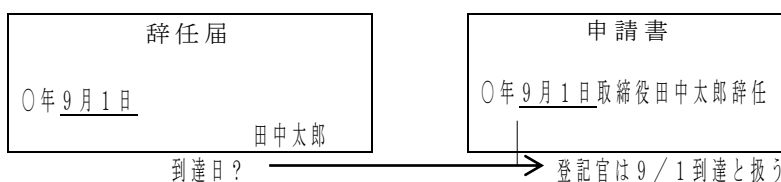
(6) 役員の辞任

①原因・日付

日付	辞任の意思表示が会社に <u>到達した日</u> (注) 条件付・期限付の辞任も認められる。 ※ただし、会社に不利益をもたらすような条件や期限を付すことはできない。
原因	「 <u>辞任</u> 」

(注) 登記申請書に記載された登記原因年月日としての退任日と辞任届に記載された辞任の日が一致している場合

⇒辞任届がその日に会社に到達したものとして、当該登記申請は受理される(実務相談3 P49参照)



②添付書面

a 辞任届

b 席上自ら辞任を表明し、かつ、その旨が株主総会議事録又は取締役会議事録等に記載があれば採用可能

c 辞任届受領の事実が株主総会で報告されただけ

⇒採用不可(商事法務1225号P48参照)

※本人の意思表示が伝聞形式で議事録に記載されるにすぎないため。

d 本人以外の第三者が席上意思表示をしている場合(伝聞)

⇒採用不可

e 定款不要

※当該辞任が定款所定の員数を欠くことにならず、権利義務に該当していないことについての証明は不要ということ。

f 成年被後見人・被保佐人が取締役等を辞任する場合(令3.1.29第14号)

ア 成年後見人が成年被後見人に代わって辞任の意思表示をする場合

⇒『成年後見人(作成)の辞任届』+『成年後見登記事項証明書』

イ 成年被後見人が辞任の意思表示をする場合(通達はこれを認める)

⇒『成年被後見人の辞任届』

ウ 被保佐人が辞任の意思表示をする場合

⇒『被保佐人の辞任届』

③ 権利義務に該当した取締役・会計参与・監査役は辞任不可

6 執行役

(1) 執行役の権限

① 執行役は、以下の職務を行う(会社418)

a 取締役会の決議により委任を受けた 業務執行の決定
b 業務執行 （対内的側面）（注）

（注）業務執行権を有しない執行役の存在は認められない。

取締役は業務執行をすることができない。

理由

※執行と監督を切り離すことにより、業務執行をする者に対する取締役会の監督機能の強化を図ったもの。しかし、取締役である者を執行役に選任できるので、完全な分離は実現できていない。

② 取締役会は、その**決議によって**、執行役に相当広い範囲で**業務執行に関する事項の決定**を委任することができる(会社416Ⅳ各号)

※迅速な意思決定をするため。

委任できる 主なもの	a 支配人その他重要な使用人の選任及び解任
	b 支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止
	c 取得条項付株式・取得条項付新株予約権の取得の日、取得する株式・新株予約権の決定
	d 自己株式・自己新株予約権の消却
	e 株式の分割
	f 株式・新株予約権の無償割当
	g 単元株式数の減少
	h 株式・新株予約権・社債の引受人の募集・割当て
	i 株式の発行と同時に減資を行う場合の資本金・準備金の減少
	j 略式・簡易組織再編

しかし、一定の重要事項は**執行役に委任できない**(会社416Ⅳただし書各号-k~o令和元年会により追加)

委任できない 主なもの	a 株式の譲渡制限会社において、譲渡を承認する否か及び指定買取人の決定
	b 株主総会開催の日時・場所・会議の目的・書面による議決権行使を認める旨・電磁的方法による議決権行使を認める旨等の決定
	c 取締役・執行役の競業・利益相反取引の承認
	d 委員の選定・解職
	e 執行役の選任・解任
	f 代表執行役の選定・解職
	g 合併契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
	h 吸収分割契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
	i 新設分割計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
	j 株式交換契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
	k 株式移転計画の内容の決定
	l 社外取締役への業務執行の委託
	m 補償契約の内容の決定
	n 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
o 株式交付計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定	

- ③ 執行役は業務執行権を有するが、当然に会社代表権を有するものではなく、代表執行役が代表権を有する

(2) 資格

- ① 欠格事由については、取締役の欠格事由が準用される(会社402Ⅳ)

a 法人 ※その手腕・能力を買われて選任されるものだから、その者の個性が重視される。 ゆえに、法人はなじまない。
b 会社法・一般社団・財団法人法の規定に違反 or 金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者
c 上記 b 以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者

【制限行為能力者】－令和元年改正（令3.1.29第14号通達）

未成年者	<p>法定代理人の同意（民法823） 『未成年者の就任承諾書』＋『法定代理人の同意書』</p>
成年被後見人 (331の2I)	<p>被後見人の同意（後見監督人がある場合は、被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年後見人が代わって就任承諾をする。</p> <p>※①後見人が被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、<u>被後見人である本人の同意を得なければならない</u>（民法859Ⅱ・824ただし書）。取締役への就任は、被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合に該当するため、被後見人の同意が必要となる。</p> <p>②後見人が被後見人に代わって<u>民法13条1項各号の行為をするには、後見監督人がある場合はその同意を得なければならない</u>（民法864）。取締役等への就任は、通常、「<u>重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為</u>」（民法13I③）に該当すると解され、後見監督人の同意も必要となる。</p> <p>a 『成年後見人（作成）の就任承諾書』 b 『成年後見登記事項証明書』（本人確認証明書を兼ねる） c 『成年被後見人の同意書（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意書）』 d 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、成年後見人の印鑑証明書</p>
被保佐人	<p>保佐人の同意（会社331の2Ⅱ）</p> <p>a 『被保佐人の就任承諾書』 b 『保佐人の同意書』 c 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、被保佐人の印鑑証明書 d 本人確認証明書は、被保佐人の本人確認証明書（cを添付した場合は不要）</p> <p>保佐人が代理権付与の審判（民法876の4Ⅰ）に基づき被保佐人に代わって就任承諾をする場合は、被保佐人の同意を得なければならない（会社331の2Ⅲ）</p> <p>※保佐人が代理権付与の審判に基づき、<u>被保佐人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、被保佐人である本人の同意を得なければならない</u>（民法876の5Ⅱ・824ただし書）</p> <p>a 『保佐人（作成）の就任承諾書』 b 『被保佐人に係る登記事項証明書』or『代理権を付与する旨の審判に係る審判書』 c 『被保佐人の同意書』 d 規61ⅣⅤの印鑑証明書は、保佐人の印鑑証明書 e 本人確認証明書は、被保佐人の本人確認証明書（dを添付した場合は不要）</p>
被補助人	

②定款で執行役の資格を株主に限定することはできない（会社402V）
※適正な人材を確保するため。

非公開会社では可能（会社402Vただし書）

【テキストⅡ】 P179

ただし、以下の事項は取締役に委任できない(会社399の13V各号-r~u令和元年会により追加)

a 譲渡制限株式の譲渡を承認するか否か及び指定買取人の決定
b 定款で市場取引等により自己株式を取得することを取締役に授權している場合における取得株式の種類・数・取得価額の総額の決定 ※剰余金の株主への分配の性質があるため。
c 譲渡制限新株予約権の譲渡を承認する
d 株主総会招集通知の内容の決定（開催の日時・場所・会議の目的・書面による議決権行使を認める旨・電磁的方法による議決権行使を認める旨等）
e 株主総会に提出する議案内容の決定
f 取締役の競業・利益相反取引を承認するか否かの決定
g 取締役会の招集権者である取締役の決定
h 監査等委員会設置会社と監査等委員である取締役との間の訴えについての会社代表者の決定
i 定款の定めがある場合の役員等の責任の一部免除の決定
j 計算書類・事業報告・附属明細書・臨時計算書類・連結計算書類の承認
k 中間配当の決定
l 事業譲渡等の契約の内容の決定
m 合併契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
n 吸収分割契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
o 新設分割計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
p 株式交換契約の（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）内容の決定
q 株式移転計画の内容の決定
r 社外取締役への業務執行の委託
s 補償契約の内容の決定
t 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
u 株式交付計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定

※指名委員会等設置会社において、執行役に委任することができない事項（416IV）とほぼ同じ。－委任が可能な事項の範囲は両者で一致するといえる。

ただし、以下の事項は、監査等委員会設置会社において掲げられていない。

a 指名委員会の権限事項
b 三委員会の委員の選定等
c 執行役・代表執行役の選任・選定等